

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和2年12月1日（火）

午前9時～

場 所 第2委員会室

審査内容

- 1 議案第105号 令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について（都計）
- 2 議案第133号 小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について（都計）
- 3 議案第134号 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について（都計）
- 4 議案第135号 山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について（都計）
- 5 議案第136号 江汐公園の指定管理者の指定について（都計）
- 6 議案第126号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について（下水）
- 7 議案第127号 山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について（下水）
- 8 議案第128号 山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（下水）
- 9 議案第114号 令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について（公営）
- 10 議案第112号 令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）について（農林）
- 11 議案第124号 山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について（商工）
- 12 議案第125号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について（商工）

※審査番号9は午後1時から固定とします。

小野田西地区農業集落排水施設の公共下水道への統合について

1 事業の概要

小野田西地区農業集落排水施設は、平成 4 年度に事業着手し、平成 7 年 7 月から供用を開始しています。

これまで、農業用排水の水質保全や農村の生活環境改善等に寄与してきたところですが、人口減少による使用料の減収や施設の老朽化による維持更新費用の増大が課題となっていました。

このような中、平成 28 年度に策定した汚水処理施設整備構想において、小野田西農業集落排水施設の維持更新費用と公共下水道へ統合する場合の長期的な経済比較を行った結果、統合した方が有利と判定されました。

この結果を受け、平成 29 年度から公共下水道への統合に向けて事業着手し、令和 3 年 4 月からの統合に至ったものです。

2 小野田西地区農業集落排水施設の概要

- ・ 処理区の対象自治会 後潟上、後潟下、船越、高浜、西の郷、郷、南高泊
- ・ 処理区域面積 50.0ha
- ・ 計画人口 1,980 人
- ・ 水洗化人口、世帯 1,167 人、526 世帯 (R2.3.31 現在)

3 統合までのスケジュール

H28 年度	汚水処理施設整備構想において公共下水道へ統合有利と判定
H29 年度	国・県に対して当該施設の財産処分手続き (※補助金の返還は不要)
〃	下水道法第 4 条の事業計画区域を変更
H30 年度	接続工事に係る詳細設計
R1～R2 年度	接続工事 (MP 設置工事、圧送幹線埋設工事等)
R3 年度	公共下水道統合、供用開始

4 下水道事業受益者負担金の取扱いについて

公共下水道においては、下水道が整備され、供用を開始した区域の土地の所有者に対して、受益者負担金を賦課しています。

この度、小野田西地区農業集落排水施設を公共下水道に統合することに伴い、当該処理区を公共下水道の処理区として供用を開始しますが、現在の小野田西地区農業集落排水施設の利用者は、平成 4 年度から平成 8 年度にかけて、小野田市農業集落排水事業分担金徴収条例に基づいて分担金を賦課・徴収済みであることから、新たに受益者負担金を賦課しない経過措置を定めるものです。

令和2年第4回 12月定例会
産業建設常任委員会提出資料

令和2年12月1日提出

令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）

令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3回)

左端の※の項目が、今回の補正により変更となったもの。

1 開催に係る収支

【単位 千円】

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
※	① 本場開催発売金	8,406,948		返還金100,000千円を含む。
※	入場料収入	900		
※	場外事務協力費	375,155		
※	その他収入	33,570		事故金、雑入、貸付収入
	② 義務的経費			義務的経費の合計：5,996,004千円
	払戻金		5,814,865	
	JKA交付金		181,129	うち1.2号交付金の合計：139,594
	公営競技納付金		10	
	③ 開催経費			開催経費の合計：2,190,594千円
	賞典費		550,492	
	事務協力費		434,630	
	返還金		100,000	
	その他開催経費		1,045,472	その他開催経費
	(収益保証)		60,000	
	④ その他支出			
	⑤ 包括的民間委託料		620,000	※日本写真判定
	⑥ 合 計	8,816,573	8,806,598	
	(A) 歳入 - 歳出		9,975	

2 開催以外に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
	⑦ 基金繰入			
	財調基金繰入金	0		
	施設改善基金繰入金(処分費分)	3,850		
	施設改善基金繰入金(倉庫建築確認申請分)	150		
	施設改善基金繰入金(地質調査委託料充当分)	275		
	施設改善基金繰入金(倉庫設計委託料充当分)	1,056		
	施設改善基金繰入金(土地購入分)	1,632		
	施設改善基金繰入金(競走車一時保管倉庫分)	4,499		
	財政調整基金利子	11		
	施設改善基金利子	52		
	(収益保証)	60,000		
	⑧ リース料		76,713	
	手数料(処分費)		3,850	
	手数料(倉庫建築確認申請)		150	
	地質調査委託料		275	
	倉庫設計委託料		1,056	
	管理地区土地購入		1,632	
	競走車一時保管倉庫		4,499	
	地域公益企事業		15,000	
	財政調整基金積立金		12	
	施設改善基金積立金		53	
※	固有経費		32,406	職員人件費他
	⑨ 合 計	71,525	135,646	
	(B) 歳入 - 歳出		▲ 64,121	

3 重勝式に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
※	⑩ 重勝式発売金	5,237,963		4重勝単勝式に係る勝車投票券発売収入(返還金79,839千円を含む。)
※	⑪ 義務的経費			義務的経費の合計：3,746,137千円
※	重勝式払戻金		3,610,687	4重勝単勝式に係る勝車投票券払戻金
※	重勝式返還金		79,839	4重勝単勝式に係る勝車投票券返還金
※	JKA交付金		55,611	4重勝単勝式に係るJKA交付金
※	⑫ 開催経費			開催経費の合計：558,790千円
※	開催場負担金		28,696	4重勝単勝式に係る共同開催場への負担金
※	特別拠出金		479,706	4重勝単勝式に係る全国小型自動車競走施行者協議会への拠出金
※	その他開催経費		50,388	
※	⑬ 発売業務委託料		641,997	4重勝単勝式に係る発売業務受託者への委託料
※	⑭ 施設改善基金積立金		160,108	
※	⑮ 財政調整基金積立金		60,386	
	⑯ 合 計	5,237,963	5,167,418	
	(C) 歳入 - 歳出		70,545	

4 ミッドナイトレースに係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
※	⑰ 勝車投票券発売金	4,315,409		ミッドナイトレースに係る勝車投票券発売収入(返還金51,341千円を含む。)
※	⑱ 義務的経費			義務的経費の合計：3,117,934千円
※	払戻金		2,984,848	ミッドナイトレースに係る勝車投票券払戻金
※	返還金		51,341	ミッドナイトレースに係る勝車投票券返還金
※	JKA交付金		81,745	うち1.2号交付金の合計：59,344
※	⑲ 開催経費			開催経費の合計：1,052,208千円
※	賞典費		140,696	
※	その他開催経費		911,512	
※	⑳ 施設改善基金積立金		139,892	
※	㉑ 財政調整基金積立金		2,306	
	㉒ 合 計	4,315,409	4,312,340	
	(D) 歳入 - 歳出		3,069	

合 計 (A) + (B) + (C) + (D)		19,468	【予備費】
小型会計歳入歳出合計	18,381,470	18,381,470	

債務解消額(リース料)	76,713
単年度収支額	19,468
2つの債務解消額(E)	96,181
基金増減合計額(F)	351,295
実質収支改善額(E+F)	447,476

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【経済部商工労働課】

1 概要

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し地域に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業」を実施する事業者に対し、様々な支援を行う。

2 地域未来投資促進法の流れ

- ① 国の基本方針に沿って、県が地域未来投資基本計画を作成し、国が同意する。
- ② 同意された基本計画に沿って、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を県が承認する。
- ③ 事業者は国・県・市から実施する事業に対して支援を受けることができる。



※山口県は平成29年度に国から基本計画を承認されている。

※本市では、平成30年度に当条例を制定して、該当する事業者が支援を受けることができるようにしている。

3 主な支援措置

- ・ 法人税等の課税の特例（国税）、不動産取得税の課税免除（県税）
- ・ 固定資産税の課税免除（市税） ※3年間

など

4 改正点

「地域未来投資促進法」の改正に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の題名について、条ずれ対応を行うもの。

（「第25条」を「第26条に改める。」）